

新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮した総会等の開催方法について

令和3年3月 栃木県中小企業団体中央会

中小企業組合の通常総会は、中小企業等協同組合法（中協法）第46条において「定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない」と規定されています。総会は法令に基づく必置機関です。不要不急の行為には該当しません。たとえ外出自粛等の制限下であっても、基本的には感染対策を十分にとったうえで開催していただくこととなります。コロナ禍において、法令を遵守しつつ組合員の安全も考慮しながらどのように総会決議を行うか、以下にそのポイントをまとめました。

1. 書面議決や委任状出席による総会開催

書面又は代理人(委任状)をもって総会での議決権を行使できる旨を定款で定めている組合等においては、これらを活用して開催することにより、当日会場に参集する本人出席者数を少なくすることが可能になります。

会社法では書面のみでの株主総会決議が認められていますが、中小企業組合は人的結合体であるという観点から、書面のみによる総会開催は認められておりません。したがって、少人数の出席であっても日時・場所を定め、議長を選任したうえで実際に議事を運営する必要があります。なお、理事会については、定款に規定されている場合に限り、「みなし決議」が認められています。

＜議事運営に必要な出席者＞

- ・議長1名（出席組合員から選出）
- ・組合役員（議案説明者、議事録作成者）
- ・定足数（半数以上）を満たす出席者数（本人出席＋有効な委任状出席＋書面議決）

書面議決や委任状による出席で総会を開催する場合には、前もって招集通知とともに議案書（原案資料）を示しておかなければなりません。また、書面議決書や委任状も同封して期日までに返送してもらうことも必要です。

書面議決の場合は『書面議決書』を提出することで本人の意思が議決に反映されますが、『委任状』は代理人に議決権の全てを委任してしまうこととなります。そのため、代理人が代理できる組合員の数は、定款で制限されており注意が必要です。

【招集通知記載例】

～前段省略～ 開催に当たっては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り「書面議決書」、あるいは「委任状」をもって議決権を行使されますようご通知いたします。なお、委任状により代理できる組合員の数は定款第○条により○人以内となっておりますのでご注意ください。

2. オンライン・テレビ会議等による開催

もう1つの方法として考えられるのが、コロナ禍で一気に普及したオンライン会議による開催です。いわゆる「Zoom」などを使った打合せやセミナーは、もはや当たり前のものとなっていますが、これを組合の総会や理事会で使う場合にも若干の注意が必要です。

平成12年の書面一括法による中協法改正により、定款に記載することで電子メールなどの電磁的方法によって議決権行使等を行うことができるようになりました。しかし、総会や理事会をいわゆるテレビ会議方式のみで開催することは盛り込まれませんでした。その後、理事会については中小企業庁の通達によって可能となりましたが、実際にテレビ会議システムのみで理事会を開催するには以下の要件を満たす必要があります。

(テレビ等を利用した理事会開催要件)

- 理事間の協議と意見の交換が自由にでき、相手方の反応がよく分かるようになっていること。
- 理事会の席上、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていること。
- 理事会の途中でテレビ会議システム等に故障が生じた場合には理事会の議決として無効となること。

ところで、総会については、前述のように現実の会議体を置かずに開催することは認められておりません。しかし、一部の出席方法としてオンライン会議システムを活用することは可能です。その場合の総会の開催場所は、議長がいる場所となります。オンラインでの出席者は、本人出席の内訳として「WEB出席〇人」などと議事録に記載することになります。

3. 役員選挙を伴う総会開催について

前述のように、組合の総会で感染リスクを減らすには、書面議決やオンライン参加などで集まる人数を少なくして開催するのが現実的といえます。ただし、役員選挙を伴う場合においては、選出方法によって注意が必要になります。

○指名推選を想定した場合

指名推選は、議場にて選ばれた選考委員が選出した役員候補者について賛否を問うもので、前提として「指名推選の方法を採用すること」と「選考委員が選出した者を役員とすること」について出席者全員の同意が2回必要となります。

この2段階についての承認をあらかじめ書面議決書に記載し全員の承認を受けておくことで、指名推選での役員選出が可能となりますが、「全員の同意」が必要ですので、誰か一人でも反対すれば選挙となります。

<書面議決書への記載例>

第〇号議案 役員改選の件

指名推選制採用を (承認する・承認しない)

上記に賛成の場合、選考委員が選んだ被指名人を (承認する・承認しない)

○選挙による場合

前述の指名推選が否決となった場合は、定款規定に従い無記名投票による選挙を行うこととなります。

組合員が書面で選挙権を行使することは法律で認められており、書面投票者も総会の出席者に含まれるとされています。ただし、選挙は無記名での投票が原則となっていますので、無記名性が担保されるように投票方法を工夫しなければなりません。

<書面投票の実施例(参考)>

- ・総会通知に内封筒と外封筒の2種類の封筒、及び投票用紙を同封する。
- ・外封筒には組合員の氏名等を記入する欄を設け、内封筒は無記名を徹底させる。
- ・無記名の内封筒に投票用紙を入れて封をし、これを記名された外封筒に入れ返送してもらう。
- ・事務局では外封筒のみ開封し内封筒はそのまま厳重に保管。(投票者が特定できないよう注意)
- ・総会当日、選挙管理人の下で開票し集計する。

※これら記載内容は現時点での法令解釈等をもとにした基本的な考え方です。実際には組合の規模や実態に応じて様々な方法が考えられますので、ご不明な点は中央会各担当までご相談ください。